

福祉医療関係団体の皆様へ

令和7年12月
独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部

物価高騰の影響を受けた施設等に対する 経営資金又は長期運転資金について

独立行政法人福祉医療機構では、物価高騰の影響を受けた医療施設及び社会福祉施設等への資金繰りを支援することにより、経営の安定化に資することを目的として、「物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金」において、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を行っているところです。

今回、新たに指定居宅介護支援事業等（注1）のほか、営利法人立の指定訪問看護事業等（注2）を本優遇融資の融資対象に追加することとなりました。

ご多忙のところお手数をおかけして申し訳ございませんが、会員の関係者への周知にご協力いただけますと幸甚です。

（注1） 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業又は同法第115条の45第1項第1号二に規定する第一号介護予防支援事業。

（注2） 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。